

ラオス出張～現地刑事法セミナー等～

法務総合研究所総務企画部長

東 山 太 郎

第1 はじめに

2023年1月15日から同月21日まで（移動日含む）、当職は、国際協力部國井弘樹教官とラオスに出張した。

ラオスにおいては、ケッサナー・ポムマチャン司法省副大臣及びサイサナ・コートプートーン最高人民検察院長官に表敬させていただいたほか、NIJ（National Institute of Justice、国立司法研修所）を訪問して法曹養成コースの授業を見学したり、中央大学大学院教授井田良先生を講師としてお迎えしたJICAプロジェクト刑事法SWG（Sub Working Group）セミナーに参加するなどの貴重な機会をいただいた。

法総研総務企画部は、法総研が行う研修や研究についての総合的企画立案、関係機関との総合調整、研究・研修・国際研修・国際協力部門に対する専門的援助、法総研の組織・予算に関する事務等を担当する部であるが、当職にとって、今回が、国際協力部による法制度整備支援の現場を直接視察する初めての機会であり、現地での専門家の活動や御苦労等を肌感覚で知ることができ、今後の当部の業務を遂行していくに当たって非常に有意義な経験であった。

本稿では、ラオスにおけるプロジェクトの現状等について、今回の出張の報告を行うとともに、所感を述べたいと思う。

なお、本稿中、意見にわたる部分はもとより当職の個人的見解である。

第2 ラオスの法曹養成の現状等

1 概要

当職は、1月17日にNIJ法曹養成コースを訪問し、授業を見学するなどし、同月18日には、NIJ本部に訪問させていただいた。

ラオスでは、従来、法曹三者を個別に養成していたシステムを変更し、日本型の法曹養成システムを参考に、2015年1月から、司法省傘下に設置されているNIJにおいて、裁判官、検察官及び弁護士候補者を養成することとなった。そして、NIJの研修を卒業した者は、その後、更に各機関（最高人民裁判所司法研修所、最高人民検察院検察官研修所、弁護士会）の研修等を経て、法曹としての資格を取得することとなる。

今回の授業の見学の前に、NIJ法曹養成コースのシヴィサイ・パサンポン副所長と会談させていただいたが、同副所長からは、第1期の研修生数は約150名だったものの、本年（第8期）の学生は計51名（うち女性27名）に減少したこと、か

つては裁判官及び検察官が人気であったが、本年の司法研修生の現段階での志望によると、弁護士が圧倒的人気であるとの説明を受けた。

途上国では、いわゆる在朝法曹の地位が高い、換言すれば、弁護士の地位が低いという傾向が見受けられがちであるが、ラオスでは、法曹養成システムの変更により、弁護士の地位が相対的に上がり、司法研修生からも人気を集めるようになったようである。

2 授業の見学

今回、当職が見学したのは、検察の授業であり、最高人民検察院検察官が講師を務め、捜査の端緒をテーマとする講義が行われた。

授業の内容としては、冒頭、捜査の端緒には、①告訴・通報、②被疑者の出頭、③捜査機関による認知の3種類があること、捜査の開始には、原則として、最高人民検察院検察官による捜査開始命令が必要であることなどが説明され、ラオス刑事訴訟法に基づき、それぞれの端緒において、どのような手続を履践する必要があるのかなどについて解説がなされた。

授業においては、講師がパワーポイントのスライドを用意し、そのスライドに基づいて講義が行われていた。

また、司法研修生からは、積極的に質問がなされ、熱意を感じることができた。

質問内容についても、捜査の端緒において、我が国においても問題となり得るような事項についての的確に質問がなされており、ラオスの司法研修生の能力の高さをかいま見ることができた。

授業の休憩時間中に、一部の研修生と話をすることができたが、彼らは、おおむね25歳くらいで、中には日本語を習得されている方もおられた。

先ほど述べたように、積極的に質問がなされるなど、皆さんが法学の習得に熱意をもって取り組まれており、また、きらきらと輝くまなざしを見ていると、ラオスの法曹界の未来は明るいと感じることができた。

3 N I J 本部訪問

当職は、1月18日に、法曹養成コースとはやや離れた場所にあるN I J本部を訪問し、N I J副所長（国際協力分野担当）のペッサマイ・サイモンクン氏と意見交換をする機会に恵まれた。

ペッサマイ副所長は、2022年9月までの約2年間、J I C Aの長期研修員として慶應義塾大学に留学されていた才媛で、留学中には、国際協力部の主催するシンポジウム「法整備支援へのいざない」に御登壇いただくなどした方である。

ペッサマイ副所長からは、ラオスにおける法学教育の現状等について御説明いただいた。その中で、現在、ラオスにおいては、特に民事訴訟の分野において質の高い講義を行うことができる教育者が不足していること、大学院で教べんを執る教育者には一定の学位を付与する必要があるが、学位を認定する立場の教育者も不足していること、大学院における法学教育のカリキュラムを組むことが喫緊の課題であることなど

の説明があった。

また、中国の出資により、N I Jの中に、ラオス・中国法律研究相談センター(Lao-China Legal Research and Consultation Center、中国名は「老中法律研究和討論中心」)が設立され、同センターにおいて、ラオスへの投資を考えている中国人・中国法人や、ラオスに投資を呼び込もうと考えているラオス人・ラオス法人に対する法律相談及び支援を行っている旨の説明もあった。

法律分野においても中国のプレゼンスの強さに驚きを禁じ得なかったが、我が国としては、これまで同様、ラオスの立場に寄り添った地道な法制度整備支援活動に取り組んでいく必要があると改めて感じたところである。

第3 刑事法SWGの活動

1 概要

ラオスにおけるJICAプロジェクトに関しては、ラオス側の実施機関である司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の4機関のプロジェクト・マネージャーからなる運営委員会の下に、民事法SWG、刑事法SWG及び教育・研修改善SWGが置かれている。

刑事法SWGは、刑事法分野の法理論研究と実務上の問題点の分析・検討、それを基にした執務参考資料の作成、刑事手続の適正な運用のための執務参考資料の活用、実務家の法令等の理解の促進を目的とするものであり、これに相談・助言をする立場として、検事出身の矢尾板隼長期専門家が参画しているものである。

当職は、1月17日に開催された刑事法SWGによる、執務参考資料としての刑法定義書の策定作業に参加させていただき、また、1月18日及び同月19日の2日間にわたる刑事法SWGセミナーに参加させていただいた。

なお、いずれにおいても、会議は、日本語・ラオス語の逐語通訳(一部、同時通訳)で行われたところ、東京大学法学部を卒業され、日本法にも造詣の深いチッタコーン氏の名通訳により、非常に質の高い議論ができたことを付言しておきたい。

2 刑法定義書の策定作業

今回、当職が参加させていただいたのは、刑法定義書中の未遂及び予備の項に関する議論であり、前述した4機関から合計10名程度の刑法学者及び法曹が対面参加又はオンライン参加されていた。

議論の内容としては、どのような段階に至れば予備といえるか、予備と未遂の境界線は何か、個別の犯罪類型における「実行の着手」とは何か、これらの内容を刑法定義書にどのように記載すべきかなどであった。

もとより、これらの議論は、我が国の刑法の議論においても問題となり得るところであり、ラオスの法律家のレベルの高さに感銘を受けるとともに、論点というのは世界共通なのだという認識を改めて持つことができた。

3 刑事法SWGセミナー

前記のとおり、刑事法SWGセミナーは、1月18日及び同月19日の2日間にわたって開催され、前述した4機関から延べ50名を超える刑法学者及び法曹が対面参加又はオンライン参加されていた。

セミナーは、初日が因果関係を、二日目が未遂をテーマとしてそれぞれ行われた。

進行としては、井田良先生が事例を設定されて、日本における議論や判例の動向について概説された後、ラオスの法律家が議論をするというやり方で行われた。

例えば、初日に行われた因果関係の議論においては、日本における相当因果関係説から「危険の現実化」論への移行に関して解説等がなされた上で、いわゆる救急車事例（XがVを刃物で刺突し、Vは救急車で搬送されたが、Yが運転する自動車が同救急車に衝突したため、Vが死亡した事案）、XがVを自動車の後部トランクに監禁した後、同自動車を道路脇に駐車していたところ、同自動車にYが運転する自動車が脇見運転により追突したため、後部トランクにいたVが死亡した事案等について、議論がなされた。

ラオスの法律家からは、熱心で活発な議論が交わされ、前記の救急車事例では、因果関係を否定する見解が多数を占めたものの、Xの刺突行為によってVがどの程度の傷害を負ったのか、それがいずれ死ぬようなものであったのかによっては結論が変わってくるのではないかなどの鋭い意見も出た。

また、後者のトランク監禁事例については、消極の立場から、「Vをトランクに監禁したからといってそれだけでは死ぬとは限らないであろう。」「Vの死亡はYの行為で発生したものであり、Yに致死の責任を負わせれば足りる。Xにも致死の責任を負わせるとなると、死の結果を二重に評価しているのではないか。」などの意見が、積極の立場から、「Xの行為がなければAがトランクに入れられて死ぬことはなかったのであるから、やはりXにV死亡の責任を負わせるべき。」「トランクに入れられると、ひとたび追突等があれば、死の危険性は非常に高いものといえるのではないか。」などの意見がそれぞれ出され、議論が白熱した。

2日目に行われた未遂の議論においては、前述した刑法典の解説書の議論でも出ていた、個別の犯罪類型における実行の着手をどの段階で認めるのかについて、多くの法律家から意見が出され、議場は非常に盛り上がった。

他方で、刑法は、犯罪行為を防止しているのか、犯罪結果を防止しているのか（行為無価値か結果無価値か）という論点や、不能犯の論点については、若干議論が低調であった。

これは、参加者の大半がラオスの実務家であり、予備と未遂の分水嶺である「実行の着手」をどの段階で捉えるのかという優れて実務的な論点には強い関心があったものの、行為無価値・結果無価値等の若干哲学的な問題については、実務家としての関心が薄かったことが理由と考えられ、なかなか興味深かった。

このように議論が白熱した点については、ラオスの法律家も目を輝かせて議論に参

加されており、このような取組みを継続することにより、ラオスにおける刑法解釈学の更なる発展が期待できるように感じられた。

第4 終わりに

今回、ケッサナー・ポムマチャン司法省副大臣を表敬訪問させていただいたが、その際に非常に感銘を受けたので、そのことを紹介させていただきたい。

ラオスにおける法制度整備支援プロジェクトは、2003年に始まったが、副大臣は、同年開始の初期プロジェクトにおいて、企業法注釈書の作成活動に関与され、2012年からは民法典起草グループのメンバーとしてプロジェクト活動に関与されたほか、本邦研修にも複数回参加された、まさにラオスのプロジェクトの生き字引のような方である。

本来、途上国の副大臣になるような方は、ランク・コンシャスな方が多い中で、ポムマチャン司法省副大臣は、私や國井教官の発言に耳を傾けていただき、常に微笑みを絶やさず、感謝の言葉を何度もかけていただいた。

半ば冗談ではあると思うが、「私は、JICAプロジェクトに参加してきたからこそ、副大臣になれたのです。」などとおっしゃったくらい、プロジェクトに深い敬意を表していただいた。

このような副大臣の御対応に非常に感銘を受けたわけであるが、同時に、これまでのプロジェクトに携わってこられた先人の御努力に深い感謝と尊敬の意を抱いた。

前述した中国のプレゼンスは気になるところではあるものの、やはり、我が国としては、地道に、そしてラオスの人々と手を取り合って、ラオスに寄り添った支援を継続していくことの重要性を改めて認識することができた。

今回の出張で、貴重な意見を聞かせていただき、また、表敬、見学等の機会をセッティングしていただいた矢尾板専門家、弁護士の阿讚坊明孝専門家及び澤井裕専門家、コーディネーターの川村仁専門家並びに現地スタッフのJICAプロジェクトオフィスの皆様、ラオスのプロジェクトを一線で支えておられる長瀬利雄JICA事務所長をはじめとするJICA事務所の皆様、今後のプロジェクトの方向性等について貴重な御示唆をいただいた小林賢一大使をはじめとする在ラオス日本国大使館の皆様、そして、今回の出張に同行し、法制度整備支援をよく知らなかった当職を支えていただいた國井教官をはじめ国際協力部の皆様に深く感謝して、筆を擱きたいと思います。

本当にありがとうございました。